

岩手県告示第670号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第328号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

平成28年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町山田地区及び織笠地区
- 2 実施した期間 平成26年10月25日から平成28年4月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）